

定例教育委員会

会 議 録

定例教育委員会会議録

平成26年11月17日

## 平成26年度坂井市教育委員会会議録（概要）

日 時：平成26年11月17日(月) 午後1時30分より2時55分まで  
場 所：坂井市役所 第2別館 大会議室

### 【会議日程】

- 1 委員長あいさつ
- 2 教育委員会会議録(概要)の承認について
- 3 教育長報告
- 4 議 案
  - 議案第27号 坂井市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の制定について
  - 議案第28号 坂井市社会教育指導員設置等に関する規則の一部改正について
  - 議案第29号 坂井市公民館条例施行規則の廃止について
  - 議案第30号 坂井市公民館長の服務及び事務委任に関する規則の廃止について
  - 議案第31号 坂井市拠点公民館設置要綱の廃止について
  - 議案第32号 就学指定校の変更許可について
- 5 報告事項
  - (1) 坂井市公民館条例の廃止について
  - (2) 平成26年度坂井市一般会計補正予算(第4号)にかかる事業概要について
- 6 その他
  - (1) 行事予定(12月分)について
  - (2) その他

### 【出席者】

教育委員	喜多正之委員長、三宅小百合職務代理者、青柳裕委員 若松静榮委員、川元利夫教育長
教育部	杉田教育部長、滝呑次長(教育総務課長)、武曾次長(生涯学習 スポーツ課長)、前川次長(図書館長)、甲斐教育審議監
教育施設整備課	藤野課長
学校教育課	土居課長
国体推進課	長谷川課長
文化課	五十嵐課長
事務局書記	島田課長補佐、小川課長補佐

### 【会議の成立】

教育部長 ただいま、委員数5名、出席委員数5名であるので、地方教育行政委員会の組織運営に関する法律第13条第2項の規定により定足数に達す

るので、会議の成立を宣言する。

委員長 (あいさつ)

【会議録の承認】

委員長 10月定例教育委員会について、事務局の説明を求める。

事務局次長 (会議録概要説明)

委員長 質問等はないか。ないようであれば、会議録について承認する。  
各委員は委員会終了後、会議録への署名を願いたい。

【教育長の報告】

教育長 午前中は一筆啓上手紙資料館の起工式に出席いただき、午後は定例教育委員会に出席いただくというように、1日に2度、出ていただくという日が多くあり申し訳なく思う。指導主事訪問も春江中学校と丸岡中学校の2校を残すだけとなった。10月25日は、坂井市産業フェアが開催され大盛況であった。10月26日は、坂井市民文化祭総合開会式が行われた。11月2日は、坂井しおかぜクロカンマラソン大会が行われた。シティセールスの一端の事業である。11月1日から3日には、三国、丸岡、春江、坂井の各会場で文化祭が開催され盛況であった。11月8日は、県内初となる健康都市宣言を行った。11月13日には英国派遣団結団式、11月15日には坂井市PTA連合会の市長・教育委員と語る会が行われ、教育委員の皆さんにも出席いただき感謝している。

委員長 これらについて質問等はあるか。

委員長 市P連との語る会は、懇親会への出席であったので、懇談会の内容について、報告願う。

教育長 通学路に関する要望が多くあった。三国中学校区からは、三国中学校前の道路は一方通行になっているが、ルールを守らない者がいて危険なので何とかしてもらえないか。また、坂井市以外の学校行事が新聞掲載されることが多く坂井市内学校の記事が少ないのは、報道機関への投げ込みをしていないのではないか。丸岡中学校区からは、丸岡中学校前の道路が狭く地域の方と協議をして対策をしているが、危険なので通学時間帯の一方通行とできないか。そして、福井国体に向けて市として子ども達への支援は考えていないか。丸岡南中学校区からは、安全な通学路の確保、街頭設置の要望があった。また、通学バスを出しているが、旅客運送法でバスの運行前後に1時間ずつ点検を行うよう規定があり点検時

間も通学バスの料金に含めて請求されることになるので、今までの1.5から1.6倍の費用がかかることになる。丸岡南中学校ではPTAが通学バスの運営をしているため、市の助成をしてもらえないか。春江中学校からは、悪天候のため地域を含めた行事を中止とする連絡を行う際に、防災行政無線を使用してもらえないか。坂井中学校区からは、通学路等の安全対策について、また、学校からの要望等を受ける窓口を設置してもらえないか。市P連としては、市PTA連合会事務局は1年交替のため継続的な活動ができにくい。そのため、どこかに事務局を置き事務員を雇用したいので部屋を提供してもらえないかという要望があり、昨年、検討すると回答したので、どうなったのかということであった。また、インターネットに関することでは、スリールール運動を進めているが、市としても推進してもらえないか、といったことであった。よい返事をできない点もあったが、話し合いをすることができた。

委員長 行政との話し合いとなると、陳情が多くなると思う。いろいろな課題があることがわかった。

委員長 他にないようなので、議案の審議に入る。

---

委員長 本日の議案は6件であるが、議案27号から議案31号は関連している議案のため一括上程とする。「議案第27号 坂井市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の制定について」、「議案第28号 坂井市社会教育指導員設置等に関する規則の一部改正について」、「議案第29号 坂井市公民館条例施行規則の廃止について」、「議案第30号 坂井市公民館長の服務及び事務委任に関する規則の廃止について」、「議案第31号 坂井市拠点公民館設置要綱の廃止について」であるが、事務局からの説明をお願いします。

武曾次長 (議案内容の説明)

「報告事項(1)坂井市公民館条例の廃止について」も関連しているのであわせて説明をする。平成27年度4月から、坂井市公民館が坂井市コミュニティセンターとなることに伴い、坂井市コミュニティセンター条例が施行されるため、公民館条例を廃止するものである。コミュニティセンター条例では、センターは社会教育法に基づき市町村が設置する施設であること、センターにおいて社会教育事業を行うこと等を謳っている。議案第27号は、総務部まちづくり推進課に属する職員にコミュニティセンターにおける社会教育に関する事務を補助執行させることを規定する規則の制定である。議案第28号は、社会教育指導

員の任期、勤務に関する規定について規則を一部改正するものである。議案第 29 号は、公民館条例施行規則を廃止するものである。議案第 30 号は、公民館長の服務及び事務委任に関する規則を廃止するものである。議案第 31 号は、拠点公民館設置要綱を廃止するものである。

- 委員長                    これについて何かご質問等はあるか。
- 青柳委員                   補助執行であるが、まちづくり推進課職員に社会教育に関する事務を補助執行させるということは、教育委員会職員も事務を執行することになるのか。
- 武曾次長                   公民館活動については教育委員会所管の事務である。4月以降は、公民館がコミュニティセンターとなり、まちづくり推進課所管となる。職員もまちづくり推進課に属することとなるが、補助執行させることにより公民館活動を行うこととなる。
- 青柳委員                   職員は、教育委員会所属ではなくなるということか。
- 武曾次長                   そうである。公民館職員はコミュニティセンター職員、公民館長はセンター長となり、ともにまちづくり推進課に属することとなる。
- 教育部長                   まちづくり推進課に事務を預けるが、権限は教育委員会に残ることになる。
- 武曾次長                   権限は残るので、教育委員会職員もまちづくり推進課職員と連携してコミュニティセンターでの公民館活動を指導することとなる。
- 青柳委員                   規則に記載する職員とは、コミュニティセンターで勤務する職員のことであるのか。まちづくり推進課に勤務する職員のことであるのか。
- 武曾次長                   まちづくり推進課に勤務する職員である。現在は、生涯学習スポーツ課に4自治区をそれぞれ担当する職員がいるが、4月以降はまちづくり推進課に地区担当の職員を配置して事務を行う考えである。
- 青柳委員                   社会教育の事務をまちづくり推進課に委託するといったイメージであるのか。
- 武曾次長                   委託とすると権限も委譲することになる。補助執行として、権限は教育委員会に残す形となる。
- 青柳委員                   責任は教育委員会にあるということか。

- 武曾次長                   そうである。
- 委員長                   従来は教育委員会で専門的知識を持つ方が、社会教育事業に携わっていたが、まちづくり推進課所管となると、社会教育の経験のない方が携わることもあると思う。そのような方々の指導は、どのような形で、どう進めるのか。
- 武曾次長                   まちづくり推進課に社会教育主事の有資格者を配置する予定である。生涯学習スポーツ課の社会教育主事有資格者と連携して進めていくことになる。これまでの公民館活動が下降することのないように進めていく考えである。今までの公民館長、公民館職員を継続して雇用することで、公民館活動がこれまでどおり行うことができるようにしていく。
- 委員長                   指導の中身について、つめていく必要があると思う。
- 武曾次長                   現在は、拠点公民館に社会教育指導員を配置している。いずれも校長を最後に定年退職された方で、社会教育主事の資格を持ち、現役の時に派遣社会教育主事、派遣スポーツ主事として活躍された方である。その社会教育指導員の勤務時間を、これまでの週 20 時間から 30 時間に拡大し、まちづくりに関しても社会教育の立場から指導、助言をしていただく考えである。
- 委員長                   まちづくり、地域づくりの業務は、これまでと同じであると思うが、移行する時期は市民も不安であると思うので、PRすることも必要であるのではと思う。
- 青柳委員                   4月からは、公民館という名称は使わないということであるが、建物の看板はどうなるのか。
- 武曾次長                   公民館という名称は使わず、コミュニティセンターとなる。建物の看板については、まちづくり推進課に確認したところ、しばらくの間「○○公民館」と「○○コミュニティセンター」の2つを掲げると聞いている。
- 委員長                   拠点公民館の廃止について、説明してほしい。
- 武曾次長                   地域自治区ごとに拠点公民館がある。旧町では中央公民館であった公民館を拠点公民館という位置づけとし、社会教育指導員を配置した。文部科学省の例規等をみると、拠点という言葉ではなく連絡等にあたるという言葉を使っているなので、コミュニティセンター化にあわせて

連絡等にあたるセンターという表現とした。

委員長 拠点公民館としての機能である地域自治区内を指導したり、まとめるという役割もあったのではないかと思うがいかがか。

武曾次長 拠点公民館というと指導的な立場を考えるとと思うが、拠点であっても他の公民館と同等であるとしてきた。地域自治区内の連絡調整役をお願いしてきたというのが現状である。

委員長 社会教育指導員を配置するセンターが、変わっていくと考えられるのではないか。

武曾次長 今までは、社会教育指導員には青少年活動に特化して業務を行ってもらった。4月以降は業務を広げて、まちづくりについても関わってもらおうことを考えている。業務量が増えた場合には、勤務時間についても考えなければならないと思う。今回掲載しているコミュニティセンター条例は16条となっているが、公民館運営審議会に代わるコミュニティセンター運営協議会の設置等について記載すると聞いている。条例案が変わることもあるので、ご理解いただきたい。別表1にはコミュニティセンターの名称が列記してある。原則は現在の公民館の地区名を使用するが、加戸・公園台、丸岡城のまち、江留上の3館については、地域の要望で地区名が変更となる。

委員長 その他、ご意見等がなければ、「議案第27号 坂井市教育委員会の権限に関する事務の補助執行に関する規則の制定について」、「議案第28号 坂井市社会教育指導員設置等に関する規則の一部改正について」、「議案第29号 坂井市公民館条例施行規則の廃止について」、「議案第30号 坂井市公民館長の服務及び事務委任に関する規則の廃止について」、「議案第31号 坂井市拠点公民館設置要綱の廃止について」は、原案のとおり承認するということによるしいか。

(異議なし)

委員長 ほかに、意見がなければ、「議案第27号 坂井市教育委員会の権限に関する事務の補助執行に関する規則の制定について」、「議案第28号 坂井市社会教育指導員設置等に関する規則の一部改正について」、「議案第29号 坂井市公民館条例施行規則の廃止について」、「議案第30号 坂井市公民館長の服務及び事務委任に関する規則の廃止について」、「議案第31号 坂井市拠点公民館設置要綱の廃止について」は、原案のとおり承認する。

委員長 「議案第32号 就学指定校の変更許可について」であるが、事務局か



らの説明をお願いします。

- 学校教育課長 (議案内容の説明)  
新規の申請が3件である。
- 委員長 これについて何かご質問、ご意見等はあるか。
- 委員長 2番の子の申請理由に当時の申し合わせとあるが、こういった申し合わせをしているのは、他にもあるのか。
- 学校教育課長 中央区については、行政区を新設した当時、地区の全世帯から同意を得ることができなかつたため、一部の世帯については以前のまま加戸小へ就学するという申し合わせをした地区である。
- 委員長 申し合わせ事項について、明文化されているのか。
- 学校教育課長 明文化されている。三国の中央区と、旧丸岡町通学区域調査委員会答申の地区が申し合わせのある地区である。
- 委員長 ほかに、ご意見等がなければ、「議案第22号 就学指定校の変更許可について」は、原案のとおり承認してよろしいか。
- (異議なし)
- 委員長 「議案第32号 就学指定校の変更許可について」は、原案のとおり承認する。

---

来月の定例教育委員会は、12月25日(木)午後1時30分から決定。

【平成26年11月 坂井市定例教育委員会 審議結果】

平成26年11月17日(1日間)に開催された、定例教育委員会審議の結果を報告する。

議案番号	件名	議決年月日	審議結果
議案第 27 号	坂井市教育委員会の権限に関する事務の補助執行に関する規則の制定について	H26. 11. 17	原案承認
議案第 28 号	坂井市社会教育指導員設置等に関する規則の一部改正について	H26. 11. 17	原案承認
議案第 29 号	坂井市公民館条例施行規則の廃止について	H26. 11. 17	原案承認
議案第 30 号	坂井市公民館長の服務及び事務委任に関する規則の廃止について	H26. 11. 17	原案承認
議案第 31 号	坂井市拠点公民館設置要綱の廃止について	H26. 11. 17	原案承認
議案第 32 号	就学指定校の変更許可について	H26. 11. 17	原案承認

上記のとおり会議の顛末を記し、これを証するために署名する。

平成 26 年 12 月 25 日

教育委員長

嘉 亨 正之

職務代理者

三宅 小百合

委 員

青柳 裕

委 員

若松 静栄

教 育 長

川 元 利夫

会議録調製職員

島田 順子

小川 宣成